

平成27年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月19日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月19日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	ふるさと振興課長	寺西 隆雄
		政策推進課長	黒川 静一		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼総務課長	江上 文啓
		次長兼安心課	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	部長	佐藤 一夫	次子育推進課長	鈴木 利彦
		次長兼住民課長	伊藤 満	高齢介護課長	橋本 浩之
		保険医療課長	伊藤 光彦		
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼まちづくり推進課長	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理兼会計室管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼水道課長	加藤 和己	水道課長	佐藤 正樹
	消防本部	消防長	奥村 光司		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	川合 保
生涯学習課長		伊藤 保光			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 発議第1号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第2 議案第29号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第30号 海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第4 議案第8号 蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第9号 蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第10号 蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 蟹江町行政手続条例の一部改正について
- 日程第9 議案第13号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第15号 蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第16号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第17号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について
- 日程第15 議案第20号 蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第18号 蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第1号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第2号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第3号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第4号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第5号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第6号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第7号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第24 議案第21号 平成27年度蟹江町一般会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 平成27年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成27年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第32 発議第2号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書の提出について
- 日程第33 発議第3号 子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書の提出について
- 日程第34 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第35 発議第1号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第36 議案第29号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第37 議案第30号 海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成27年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

ここで、佐藤民生部長より、入院の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○民生部長 佐藤一夫君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をおかりしまして、一言お礼申し上げたいと思います。

私の病気入院の際には、議会及び議員の皆様方から温かい励ましや過分なるお見舞いを頂戴し、大変ありがとうございました。

体調はまだまだ万全ではございませんが、ここまで回復しましたので、昨日から職務のほうに復帰させていただいております。今後は、健康に留意し、さらに職務に専念したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

お手元に、発議第2号及び発議第3号の意見書提出議案、各常任委員会の審査報告書、平成27年度一般会計予算9款の質疑に対する児童数比較資料、防災建設常任委員には総務民生常任委員会に配付されました議案第13号及び第16号の補足資料が配付してあります。また、議員には、平成26年第2回臨時会、第4回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いします。

ここで、石垣教育長より、児童数比較資料の説明の申し出がありましたので、許可します。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

先日は申しわけありませんでした。

それでは、先ほどお話がありました児童数比較の資料をもとにお話をさせていただきます。

この資料は、3月16日に再度調査をしまして、そういう児童数でもって説明をしたいということで、まず、資料の1枚目ですが、これは児童数の比較増減の一覧表です。

2枚目の資料をごらんください。2枚目が平成26年度の児童・生徒、学級数とその一覧であります。3月16日現在の実数であります。

3枚目をごらんください。3枚目は、現時点で把握しております春休みの転出入も含めまして見込数を一覧にしたものであります。

それでは、もう一度、1枚目をごらんください。

左側にありますが、1年生の児童数の比較ということで、全体に見ていただきますとマイナスというような傾向にあります。学戸小学校におきましては増加ということになっております。全体ではマイナスの21。

次に、右側の全校児童数の増減であります。来年度ふえる学校は蟹江小学校、須西小学校、学戸小学校であります。

あと、全校児童数と1年生とのかかわりですが、基本的には卒業生の6年生と同じ人数が新しく1年生に入ってくればプラマイゼロであります。卒業生よりも1年生の数が多ければ、その学校は増加となるわけであります。蟹江小学校をちょっと例にとりますと、2枚目をごらんください。26年度の6年生（卒業生）は100名であります。3枚目をごらんください。27年度の新1年生、蟹江小学校に入ってくる子供は114名ということですので、単純計算でいきますと蟹江小学校は14名の増加ということになります。もう一度、申しわけありません、1枚目をごらんください。ここに蟹江小学校、右側を見ますとプラス11とありますので、14ですが、この3につきましては春休みの転出入等々のかかわりがあるということでの11ということで、いずれにしてもプラスということ。

次に、では、1年生の増減についてですが、27年度、左側を見てもらうと、入ってくる児童数は114名でありますので、6年生が100名ですから、先ほど言いましたように。今の1年生が132名おるわけでありますね。だから、新しく入ってくる子と今の1年生を比べますと、これがマイナス18ということで、1年生だけを比較しますと蟹江小学校がマイナスということでご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。同じような傾向のところ、あと須西小学校が全体でふえるけれども1年生はマイナスというようなところでご理解をいただけたらというふうに思います。

以上、児童数の増減について説明させていただきました。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 発議第1号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

それでは、発議第1号、朗読をもって提案にかえさせていただきます。

「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成27年3月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同、菊地久、同、伊藤俊一、同、高阪康彦君であります。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例。

提案理由を朗読させていただきます。

この案を提出するのは、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことに伴い必要があるからである。また現在の議会を取り巻く環境等を勘案し、委員会の所轄する事項の調査研究活動を積極的に行い、行政課題に対し適切かつ迅速に対応するため、常任委員の任期並びに議会運営委員会委員、資格審査特別委員会委員及び懲罰特別委員会委員の定数を見直す必要があるからである。

新旧対照表はお目通しをください。

蟹江町議会委員会条例の一部改正要点を朗読いたします。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正され、また現在の議会を取り巻く環境等を勘案し、委員会の所轄する事項の調査研究活動を積極的に行い、行政課題に対し適切かつ迅速に対応するため、常任委員の任期、議会運営委員会委員、資格審査特別委員会委員及び懲罰特別委員会委員の定数を見直す必要があるから、改正を行うものである。

第3条（常任委員の任期）。

第1項、任期を「1年」から「2年」に変更。

第4条の2（議会運営委員会の設置）。

第2項、定数を「8人」から「7人」に変更。

第6条（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第2項、定数を「第5条第2項の規定にかかわらず、9人とする」から「議会の議決で定める」に変更。

第19条（出席説明の要求）

「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に変更。

附則。

1、平成27年4月1日を施行日とし、改正後の蟹江町議会委員会条例第3条第1項、第4条の2第2項及び第6条第2項の規定は、平成27年5月1日から適用とした。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76

号) 附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の蟹江町議会委員会条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の蟹江町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有するものとした。

以上、ご提案をいたします。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、精読にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第2 議案第29号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○政策推進室長 服部康彦君

補足説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

この補正予算でございますが、今、説明がございましたが、第1点、どういう違いがあったのか。国のほうがこれならいいですよということを県の人とも相談して、町村のそれぞれの担当者が、これならいけるぞという形で、私は補正予算で繰越明許費を組まれたと、こう思っておるわけ。それがノーということは、どこに問題があるか。打ち合わせをした役場の蟹江町の職員が悪いのか、その上の上級機関の県の担当者が悪いのか、国が悪いのか、この辺をきちんとしておかないと、何やっても同じことになっちゃうんですね。真面目に指導に基づきながら、これは今回の緊急支援のために国が考えた支援事業の補正で来るよと。国民の皆さん、地域の住民の皆さんの弱い立場の人たちに銭を使ってちょうだいというのが、こ

の予算なんですよ。だから、どこが食い違ったのか。じゃ、それがノーと言うならば、やめるのかどうなのか。来年度、町は独自に必要なものだったら予算を組むのかどうなのか。その辺について、私、まず第一に疑問に思いますのは、ここまでいろいろなご指導をいただいたのか、自分らが勝手に考えたのかよくわかりませんが、これならもらえるということで予算に組まれたわけですね、繰越明許費組まれたわけ。先回の補正の予算の中でも、民生費の中にも書いてあるんですね、教育でも書いてあるんですよ、金額まできちんと。にもかかわらず、今、提案中なんですよ。まだ可決していませんわね。補正第6号は可決していないの。ただ審議しておるだけ、その途中で、第7号でまた補正でなくなるということ、それについて一遍、原因だけは、私はきちんと整理すべきだと思うんですよ。今の話を聞いておる限り、町の担当した担当者が理解を勘違いしてこういうふうにならざるを得たのか、それとも、打ち合わせした上級機関の人たちの勘違いなのかどうなのか。中身は、私たちは打ち合わせに入っておりませんのでわかりませんが、今後ということもありますので、きちんとせないかんです。

それから、もう一つは、蟹江町だけなのか、愛知県全部なのか、愛知県で大体これと同じようなことをやろうとって補正で提案しておりますよね。そういう市町村も同じミスをやっておるのかどうなのか。この辺をもう少しお尋ねしたいと思いますが、その点について原因は一体どこなのか。蟹江だけではない、愛西市もそうだよ、例えば弥富もそうでしたと。この海部津島、大体同じようなことであるので、扱い方も同じような扱い方になっておりますと、こういうことなのか、じゃ、もう一度その辺をお願い申し上げます。

○政策推進室長 服部康彦君

済みません、答弁漏れがあったらご指摘をいただきたいと思います。

まず、今回の事業についてでございます。議員もご承知のとおり、12月27日に国のほうで閣議決定がされて、私どものほうに流れてきたのが1月9日に国の説明会があるということで、これは国の担当者、県の担当者の説明会ということで、その後、町村の説明会というか、1月28日に実は名古屋市のほうで説明会をやるということで情報をいただいたので、うちのほうは連携を組んでおりますので、その会議に参加させていただいて内容の確認をさせていただきました。それで、最終的に県のほうから計画書の提出依頼が2月12日にございました。私どものほうとしても県と調整させていただいて、事業の内容、当初、実は備品の購入だけを予定しておりましたが、その後、ソフト事業が若干足りないということでお話をいただいて、備品の購入というのはハード部分になってしまうので、ソフト事業が足りないということで、ソフト事業のいろいろな講習を含めた形での、子供たちの水難事故防止の講習を含めた形での事業で提出すれば、県のほうはこれでいけるだろうというお話をいただきましたので、私どものほうとしては19日の日に県を通じて国のほうに申請を出させていただきました。

その後、実は私どもが議会に上程した後に、2月26日ぐらいに、備品とかそういった事業が過半を占める場合には事業対象にならない可能性があるということです。というのは、備品だとか消耗品の類が、本来のソフト事業より多い場合については対象にならない可能性があるという実はメールが流れてきました。その後、うちのほうとしても検討しながらやってきました。3月4日の日には、国より今回の交付金の対象とならないという旨の通知をいただきました。このことにつきましても、私どものほうについては再度議会のほうにお願いして、議長、議運の委員長さんにご報告させていただき、今回7号補正を出させていただいたというのが現状でございます。

あと、今回の事業の中身でございます。これについて、町単独でやるのかやらないのかという話になると、大変当初うちのほうが計画した段階で、実は保育所のほうからは子供さんの防災頭巾だとかヘルメットというようなものを何とか整えてもらえないかというお話を聞いておりましたので、私どもはこの事業に当て込んで実は予算を組まさせていただきました。それでも、まだ国からの交付の額のほうが多いものですから、それであれば小学校も含めた防災用品の調整をさせていただきたいということで予算を上げさせていただきましたが、余りにも単費事業で今回やるについてもちょっと難しい段階になっておりますので、今回は補正で上げさせていただいたということです。

それから、県内の状況でございます。実はいろいろ県内の市町村、調査をさせていただきました。議会の当初に上程されたところについては、私どもと同じように単費で全部やるのか、それか補正で落とすのかという調整をしてみえます。数多くのところは、実は議会最終日上程ということで上げてみえるところがあります。そこについては、今回のこういった、私どもは自由に使える交付金というふうに聞いておりましたので、例えば防災備蓄用品の備蓄なんかを予定してみえたところについては、国からの指導で、その事業については削って今回は残りの戦略とかそういったものの予算だけで計上するというお話も聞いております。全ての町村に聞いておりませんので申しわけありませんが、同じような状況がほかのところであるというのが実情でございます。

○9番 菊地 久君

そうしますと、緊急支援というのは、需用費で消耗品などで当てておるわけですが、それでもいいであろうという形であつたけれども、じゃ、何に変えればよかったのかという、物を例えば先ほど言いましたように、緊急防災のための子供のヘルメットだとか安全対策の問題だとか、それからほかの必要な備品ですね。消耗品でない残るようなものだとか、こういうものなら市のほうでもこちらでもいいとなると、頭にぴんと浮かぶものは、例えばこれとこれの予算をしておいたらこれはよかったのかなというものは、何が今頭の中に浮かんでみえるんですか。次ということがございますのでね。

それともう一つは、ここで消耗品を組んでありますね、500万円。それはここで、どっち

みち金は来年なんですよ。一般予算でもできることでしょうかと私は思うんですよ。対象外でだめだといったときに、本当に必要ならば、本来なら27年度の予算でもと言っても、今は無理ですよ。どう対処すべきなのかなど。今考えられるのは、国から1,200万円近く金をもらえるためには何をやったらいいの、どういうものでやれば、今からは遅いで、来年やったら遅咲きながら、後追いで9月なら9月ごろに、12月には来るかもしれんものですから、要はもらわないかんわけですよ。緊急支援なんだから、全国一律ですよ。蟹江だけ、何でもらえんのかって文句言いたくなるんですよ。そうすると、手続上、蟹江町のミスによって1,200万円損したということになれば、誰か責任とってもらえないかん。誰か責任とらなあかんですよ。もらえるものがもらえんなら、そういうことになっちゃう。だから、これはきちんとしておかないと、どこに原因があったのか。こうすればよかった、今ならどうすればよかったという、それはどうすれば、何ならよかったかという、それはどんなことがあるんですか。

○政策推進室長 服部康彦君

済みません、事業につきましては、基本的にソフト事業が中心になるようなお話をいただいておりますので、例えば、子育て支援の講習会だとかそういったもの、それから子育てを支援するに当たって例えば臨時職員さんの賃金、そういったものは事業対象になるというふうに聞いております。ですから、基本的にあるのは子育ての何か、27年度予算でいいますと、新蟹江小学校でやる児童の関係のことも私ども実は考えました。ただ、あれでは相当額、費用のほうが少ないものですから、対象に今回の事業では入れなかったんですが、ああいったものを例えば外部発注したりとかいう費用については対象になります。そういったものが基本的には今回で言うものなんです、今おっしゃられた備品とか消耗品、ヘルメットなんかははっきり言って消耗品ということの取り扱いなんです、これは全てハードだというふうに国のほうは判断したものですから、今回それについてはだめだということで、いろいろな形での講習会をやるだとか、子育て支援のための講師さんとか、そういった方をお願いするものが基本的な今回事業の対象になると思いますので、新たに考えさせていただければというふうに思っています。

今回の事業は、先ほども言いましたように、子供さんの、保育所のともかくヘルメットだとか防災頭巾のような、これは緊急にすべきものであると思っていますので、できれば27年度の補正で上げるなりして、新たにやれればと思っていますけれども、学校のライフジャケットについては、今回上げるほど、全て購入しなくてもいいというふうに私自身は思っておりますので、もうちょっと規模を縮小した形で今後続けていくのが必要かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○9番 菊地 久君

国がやることは、勝手に創造して勝手にやって、下へ来るとき理解が大きく違う場合があ

るわけですね。こちらが欲しくてお願いしたやつは、いつも蹴っちゃうんですね。そんなもの必要ないと言ってやっておきながら、勝手に国会で決めて法律出して、それで上からばあっと銭をおろしてきて使えよという、これも、まあいいじゃないかという形だったと思うんですよね、適当にね。上でやったのを下まで理解するというのは、公務員さん、失礼ですけども、本当に違いがあることは事実ですね。だから、裁量権というのはどこにもあるんですよ。この裁量権の中の枠の中ではなしに、それもノーと言ってきたときに、今後いろいろなことで大変になると思いますので、せつかく来た金が項目によって使えなくなっちゃった。だから、これなら間違いないんだなど。後追いでもいいけれども、27年度の事業としてこの事業で補正を組んだときには国は補助金対象になるんだなどという、そういう確約がとれるのかとれないのか。

そして、とりわけ今回のミスはどこにあったんだと。上層部の説明不足だったか、理解不足だったか、これはきちんとしておかないといかんですよ。それで、説明不足であるとするなら、文句言わなきゃいかん我々も。県の担当者に文句言いたい、私は。「こんなおちよくなったことやるな、おまえらは」、議会の議員として文句言いたい。執行部はなかなか言いづらいんですね、顔を合わせるもので。今回はこれで堪忍してちょうだい、次に何とか色をつけるからと言うに決まっていますからね。しかし、我々議会で審議をする立場からいうと、そういうやり方については理解できんですよ。勉強不足なのか、指導不足なのかと。どうするんだ、もっとしっかりせんかと、こう言いたい。私は、議会の中で言ったようなことを、もし県とお話をするときには、議会の中でもこういう形で非常に問題があるという発言が多かったと、ぜひ伝えてもらいたい。町長もそのことを肝に銘じて、今後の国との、予算をもらうだとか補助金だとか、いろいろなときに対してきちんと、やっぱりこれ緊急支援なんですよ、項目が。非常事態宣言と一緒になんですよ。だから、使ってやってちょうだい、もっとよくしてちょうだい、景気よくしてちょうだい、みんなも何とか日本の国全体を盛り上げよう。そのために金か、よし使えということなんです、本来は。もっと使ってちょうだいということだと思うものですから、非常に何かどこかで食い違ったかなと思って非常に残念でございますが、その辺のところをぜひ伝わるようにしてもらいたい。

なかなか私は、今の補正予算については理解できない。おかしいと、こう言いたいわけです。だから、それだと共通点が理解できませんが、ちょっとおかしいと思いますので、この補正のやり方になっちゃ、これから大変なことですよ。いつもそのことばかり、いいようにやられちゃうから。こんなことないように、ぜひ、誰が相談を向こうがしたり指導してくれたかわかりませんが、強く伝えていただきたいことをお願いしたい。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、精読にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 議案第30号「海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、精読にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第4 議案第8号「蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」

日程第5 議案第9号「蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について」

日程第6 議案第10号「蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」

日程第7 議案第11号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」

日程第8 議案第12号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」

日程第9 議案第13号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」

日程第10 議案第14号「特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第11 議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について」

日程第12 議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第13 議案第17号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

日程第14 議案第19号「蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」

日程第15 議案第20号「蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について」

本12案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 黒川勝好君

それでは、総務民生常任委員会に付託されました12件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序につきまして、最初に議案第8号、9号、議案第12号から議案第16号及び議案第19号を行い、続いて民生部に関する案件、議案第10号、議案第11号、議案第17号及び20号の審査を行いました。

まず初めに、議案第8号「蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決するものと決しました。

2つ目、議案第9号「蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1階フリースペース、2階シャワー室、3階マルチスペースは、誰がどう使うことを想定しているのか、また、バーベキューの利用時間はどうなるのかという内容の質疑がございました。これに対しまして、1階フリースペースは、どなたでも入っていただき休憩していただける団らんのかき場として活用していける場と思っている。2階シャワーの利用は、グラウンドを利用している愛知大学の学生やバーベキューにお見えになっている方が使っていただければと思っている。3階マルチスペースは、板張りとなっており、正面には大きな窓があり手すりがついているので、ダンスやヨガでの利用を考えている。また、会議室としても利用いただけるよう、机、椅子も配備させていただいている。バーベキューの利用時間は朝9時から夕方5時までには終わっていただきたいと思っているが、要望を聞きながらやっていきたいと思っているという内容の答弁がございました。

次に、町内会、子ども会等が使用する場合に減免措置はあるのかという内容の質疑がござ

いました。これに対しまして、体育館や公民館の減免規則に従った形でやらせていただくという内容の答弁がございました。

次に、バーベキューの利用する方の年齢はどのように考えているのかという内容の質疑がございました。これに対しまして、皆様の意見を受け教育委員会で運用を決めていきたいという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

3つ目、議案第12号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

4つ目、議案第13号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

5つ目、議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、教育委員の人数は変更されるのかという内容の質疑がございました。これに対しまして、人数に変更はなく、新制度になって教育長が設置された場合、教育委員が4人となり、計5人となるという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

6つ目、議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

7つ目、議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、地域手当とはどういうものか、また、単身赴任手当はどのような場合に支給されるのかという内容の質疑がございました。これに対して、平成18年度の給与改正により、給与の原資を給与と地域手当に分け、国家公務員の給与を全国一律とし、地域の民間企業との格差を地域手当として振り分けるようになった。単身赴任手当は勤務地と居住地が60キロメートル以上離れており、なおかつ単身でみえる職員に支給される。蟹江町には1人もいないという内容の答弁がございました。

次に、地域手当の引き上げはどのように行うのかという内容の質疑がございました。これに対しまして、平成27年度に4%、平成28年度5%、29年度6%と段階的に引き上げるという内容の答弁がございました。

次に、周辺の市町村の地域手当はどうなるのかという内容の質疑がありました。これに対して、基本的には国の施策であるので6%で決まっているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第16号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

8つ目、議案第19号「蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第19号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

9つ目、議案第10号「蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

10番目、議案第11号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

11番目、議案第17号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、被保険者数や負担額などシミュレーションはされているのかという内容の質疑がございました。これに対しまして、厚生労働省のワークシートを用いて、平成27年度から29年度までの数値を見込んでいるという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第17号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

12番目、議案第20号「蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第20号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(8番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第4 議案第8号「蟹江町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号「蟹江町希望の丘広場設置及び管理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号「蟹江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号「蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号「蟹江町保育所における保育に関する条例の廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第16 議案第18号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 大原龍彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○防災建設常任委員長 大原龍彦君

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第18号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例及び蟹江町都市条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今後自転車駐車場の整備はどのように変わっていくのか、また、自転車の盗難や被害など起きていることは町当局に話があるのかという内容の質疑がありました。これに対して、JR蟹江駅西側自転車駐車場の300台収容のところ現在246台、82%の利用、北側自転車駐車場の500台収容のところ現在177台、35.4%の利用、南側自転車駐車場の600台収容のところ現在512台、85.3%の利用となっており、まだ余裕があるので、今後新たに建設することは現在は考えていない。また、自転車の被害については、今のところ聞いていない。防犯カメラを平成26年度には南側自転車駐車場に8台設置し、平成27年度に北側、南側自転車駐車場に設置する予定であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第18号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

(14番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第17 議案第1号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第18 議案第2号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第19 議案第3号「平成26年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第20 議案第4号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第21 議案第5号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第22 議案第6号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第23 議案第7号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第24 議案第21号「平成27年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第25 議案第22号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第26 議案第23号「平成27年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第27 議案第24号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第28 議案第25号「平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第29 議案第26号「平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第30 議案第27号「平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第31 議案第28号「平成27年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第32 発議第2号「『核兵器のない世界に向けた法的枠組み』構築への取り組みを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 菊地 久君

ご提案申し上げます。

発議第2号「『核兵器のない世界に向けた法的枠組み』構築への取り組みを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年3月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、同、伊藤俊一、同、高阪康彦、同、奥田信宏。

では、案文を朗読させていただきたいと思います。

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書（案）。

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎えます。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力を謳い、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきました。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければなりません。

昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTI）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところです。

一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に以下の事項を求めます。

1. 核兵器国も参加するNPTにおいて、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるNPT再検討会議の議論を積極的にリードすること。

2. 原爆投下70年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。

3. NPTI広島宣言を受け、主要国の首脳が被曝の実相にふれる第一歩として、日本で開催される2016年主要国首脳会合（サミット）の首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。

4. 核兵器禁止条約をはじめとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障ならびに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。

5. 日米間のあらゆる場の議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通し

た日米安保保障のあり方を検討し、核兵器のない世界に向けた新たな安全保障のあり方を世界に発信することにより、国際的議論を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

以上、よろしく申し上げます。

(9番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第33 発議第3号「子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 伊藤俊一君

発議第3号「子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年3月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、高阪康彦、同、奥田信宏、同、菊地久でございます。

朗読をもって提案説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書(案)。

新制度実施まで1か月となった。全国の自治体では、条例制定、事業計画の策定や運用規則作りが進んでいる。しかし、2月5日に公定価格が示されるなど国の準備が大幅に遅れたため、多くの自治体では4月の実施になんとか間に合わせるため必要な準備に追われている。

国はもともと、新制度実施には1.1兆円の追加財源が必要としてきた。しかし、0.4兆円分の財源確保はできず、0.7兆円が消費税率を10%に引き上げた増収分から充てられることとなった。その後、消費税率10%引き上げの時期は1年半延期されることとなり、2015年度の政府予算では5,100億円（但し、2,791億円は地方負担）が追加投入されることになった。財源不足は自治体の「子ども・子育て支援事業計画」等の円滑な実施に影響を及ぼしかねず、消費税引き上げの時期如何にかかわらず優先的な財源確保が必要である。

保育士不足も深刻な問題である。待機児童解消には保育所等の保育施設の新増設が必要だが、保育士確保は必須である。保育士の処遇改善は喫緊の課題だが、そのためには、幼稚園と比べてあまりに低い保育所の公定価格を運営実態に見合ったものに引き上げていくことが必要である。

本議会は、国民的課題である少子化対策に真に立ち向かうためにも、政策の優先順位を見直し、子どもの権利最優先の立場から、安定した財源確保ができるよう「保育・子育て支援」分野への大幅な公費投入が必要と考える。とりわけ、児童福祉法第24条第1項に基づき設置運営される保育所については、より良い保育の実施ができるよう以下を国に対して求めるものである。

1. 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のための財源を当初の予定通り確保すること。
2. 保育士の人材確保のために大幅な処遇改善を実現すること。
3. 保育所の公定価格を、その運営実態に見合った内容に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

よろしく審議のほど、お願い申し上げます。

（6番議員降壇）

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第34 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

お諮りいたします。

精読になっておりました発議第1号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」、議案第29号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」、議案第30号「海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」の3案を日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第35 発議第1号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第36 議案第29号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第37 議案第30号「海部地方教育事務協議会規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで、横江町長より平成27年第1回蟹江町議会定例会閉会に当たり発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○町長 横江淳一君

それでは、議長のお許しをいただきましたので、大変貴重なお時間でありますけれども、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

第1回定例会に当たりまして、平成27年度予算、一般会計94億6,000万円余、そして特別会計含めまして188億円という予算をお認めをいただきました。また、一般会計補正予算並びに全ての議案も議決、議了をいただきましたこと、心より御礼申し上げたいと思います。

町民の皆様からお預かりした血税をしっかりと無駄なくお使いさせていただき、議員各位ともご相談を申し上げながら活発な意見の戦わしをこの議会でもたしっかりとやっていきたい、このように思っているわけであります。

今議会をもちましてご勇退をされるという議員各位もおみえになるということを知ってございます。本当に長きにわたりまして大変ご苦労さまでございました。

また、4月に始まります統一地方選挙でもちまして町議会選挙がございます。本日議場におみえになる皆様方がまた元気な顔で戻って見えることを心よりお祈り申し上げますとともに、しっかりと選挙で戦っていただき、これからの蟹江町のために二代表制をしっかりと堅持するとともに、町民の福祉、生命・財産、安心・安全のために邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、一言御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成27年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時31分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 吉田正昭

蟹江町議会副議長 松本正美

4番 議員 安藤洋一

5番 議員 山田新太郎